

2026年7月1日以降に  
満期を迎えるお客さまへ

# 自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、2026年1月および2026年7月に自動車保険の改定を実施しました。主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 1. 保険料に関する改定

### 1 保険料水準の見直し



- 損害保険料率算出機構が算出する自動車保険参考純率<sup>※</sup>において、2024年6月に保険料水準の引上げなどの改定が実施されたことや、近年の急激な物価上昇に伴う修理費の増加や自然災害の頻発化・激甚化により、お支払いしている保険金が増加しているといった現状をふまえ、保険料水準の見直しを行います。平均的な保険料水準は引上げとなりますが、実際にお客さまにご負担いただく保険料は、ご契約条件により異なります。

※参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

### 2 長期契約の保険料の引上げ



- 保険期間が1年を超える長期契約の場合、保険期間の初日時点における保険料水準ですべての保険年度の保険料が計算されます。そのため、急激な物価上昇に伴う修理費の増加や自然災害の頻発化等をふまえた保険料水準の見直しが困難であることから、保険期間が1年のお客さまとの公平性を図るため、長期契約の保険料を引き上げます。
- 本改定により、長期分割払契約<sup>※</sup>の1年度目の保険料は、同じ補償内容の1年契約の保険料よりも高くなります。
- また、ご契約の条件によっては、長期分割払契約<sup>※</sup>の2年度目以降の保険料が、それより前の保険年度よりも高くなる場合があります。

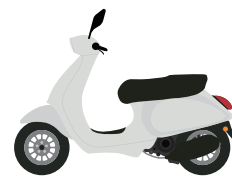
※保険期間を1年超とし、月払または年払で保険料を分割してお支払いいただくご契約をいいます。

### 3 原動機付自転車の保険料区分の細分化

SGP

- 2025年1月改定で「原動機付自転車」の用途車種区分を「一般原動機付自転車<sup>※</sup>」と「特定小型原動機付自転車<sup>※</sup>」に細分化する改定を行いました。保険料は同一としていました。
- 本改定では、上記2つの用途車種の保険料区分を細分化し、事故リスクの実態に応じた保険料となるよう見直しを行います。
- 満期を迎えるご契約の用途車種は、現在のご契約の用途車種をおすすめしますが、現在のご契約の用途車種が「原動機付自転車」の場合は、「一般原動機付自転車」としておすすめします。現在のご契約の用途車種の実態が「特定小型原動機付自転車<sup>※</sup>」の場合は、取扱代理店にご連絡ください。

※「特定小型原動機付自転車」は、最高速度20km/h以下、電動機の定格出力0.6kW以下、車体の長さ190cm以下、幅60cm以下の電動キックボード等の「原動機付自転車」をいいます。これにあてはまらない「原動機付自転車」は「一般原動機付自転車」といいます。



一般原動機付自転車のイメージ図



特定小型原動機付自転車のイメージ図

## 4 記名被保険者年齢別料率区分の細分化

SGP

- 記名被保険者が個人の場合、記名被保険者の年齢に応じた保険料となるように記名被保険者年齢別料率区分を設定しています。
- 「SGP」における運転者年齢条件「26歳以上補償」においては、この記名被保険者年齢別料率区分を以下のとおり細分化します。

改定前		改定後	
26歳以上補償		26歳以上補償	
記名被保険者年齢別料率区分		記名被保険者年齢別料率区分	
29歳以下	60歳～69歳	29歳以下	60歳～64歳
30歳～39歳	70歳以上	30歳～39歳	65歳～69歳
40歳～49歳		40歳～49歳	70歳～74歳
50歳～59歳		50歳～59歳	75歳以上

## 5 「運転者限定特約」の割引率に関する改定

THE  
クルマの  
保険 SGP

- 「THE クルマの保険」の運転者限定特約の区分が「本人限定」または「本人・配偶者限定」の契約において、記名被保険者の年齢ごとに事故リスクの実態に大きな差があることから、運転者限定特約の割引率を運転者年齢条件特約の区分に応じて細分化します。また、運転者年齢条件特約の区分が「26歳以上補償」または「35歳以上補償」の場合は、さらに記名被保険者の年齢に応じて細分化します。
- 「SGP」において、事故リスクの実態をふまえ、運転者限定特約「本人・配偶者限定」をセットした場合の割引率を改定します。

## 6 「新車割引」の適用条件と割引名称の変更

THE  
クルマの  
保険 SGP

- 改定前の「新車割引」は、ご契約の自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で車齢<sup>\*</sup>が49か月以内の場合に、用途車種、車齢<sup>\*</sup>および適用等級に応じた割引率を適用していますが、割引の適用条件を車齢<sup>\*</sup>が121か月以内の場合に変更します。
- これに伴い、割引名称を「新車割引」から「車齢別割引」に変更します。

※自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から起算して、保険期間の初日（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとの初日）の属する月までの経過月数をいいます。

## 7 「ゴールド免許割引」の改定

THE  
クルマの  
保険

- 改定前の「ゴールド免許割引」の割引率は、保険期間を問わず12%（運転者限定特約の区分が「本人限定」の場合は15%）ですが、保険期間別に割引率の細分化を実施します。この改定に伴い、運転者限定特約の区分に応じた割引率の適用は廃止し、運転者限定特約の区分を問わず一律の割引率を適用します。
- 運転者限定特約の区分が「本人限定」の「ゴールド免許割引」の適用対象契約において、保険期間が1年以下の契約は割引率が拡大します。
- 運転者限定特約の区分が「本人限定」以外（運転者限定特約をセットしない契約を含みます。）の「ゴールド免許割引」の適用対象契約において、保険期間が4年以下の契約は割引率が拡大します。

改定前				改定後			
保険期間	運転者限定特約 (本人限定)	運転者限定特約 (本人・配偶者限定)	運転者限定特約 セットなし	保険期間	運転者限定特約 の区分を問わず	保険期間	運転者限定特約 の区分を問わず
問わず	15%		12%	1年以下	16%	4年超5年以下	12%
				1年超2年以下	15%	5年超6年以下	11%
				2年超3年以下	14%	6年超7年以下	10%
				3年超4年以下	13%	7年超8年以下	10%
						8年超9年以下	9%

## 2. 商品・取扱い規定の改定

### 1 「ロードアシスタンス特約」および「代車等諸費用特約」の改定



- 宿泊費用・移動費用・引取費用を補償対象とする特約を「代車等諸費用特約(事故時30日型/15日型)」および「ロードアシスタンス事業用特約」から、自動セットとなる「ロードアシスタンス特約」へ変更します。
- あわせて、以下の表のとおり特約名称を変更します。

改定前	改定後
ロードアシスタンス特約	ロードアシスタンス等諸費用特約
代車等諸費用特約(事故時30日型)	代車費用特約(事故時30日型)
代車等諸費用特約(15日型)	代車費用特約(15日型)

- また、宿泊費用が近年高額化傾向であることをふまえ、宿泊費用保険金の限度額を1回の事故につき、被保険者1名あたり「1万円限度」から「2万円限度」へ引き上げます。
- 用途車種が「二輪自動車」、「一般原動機付自転車」または「特定小型原動機付自転車」の場合で、盗難(鍵の盗難を含みます。)により走行不能となったときも「ロードアシスタンス等諸費用特約」の補償対象となるよう改定します。

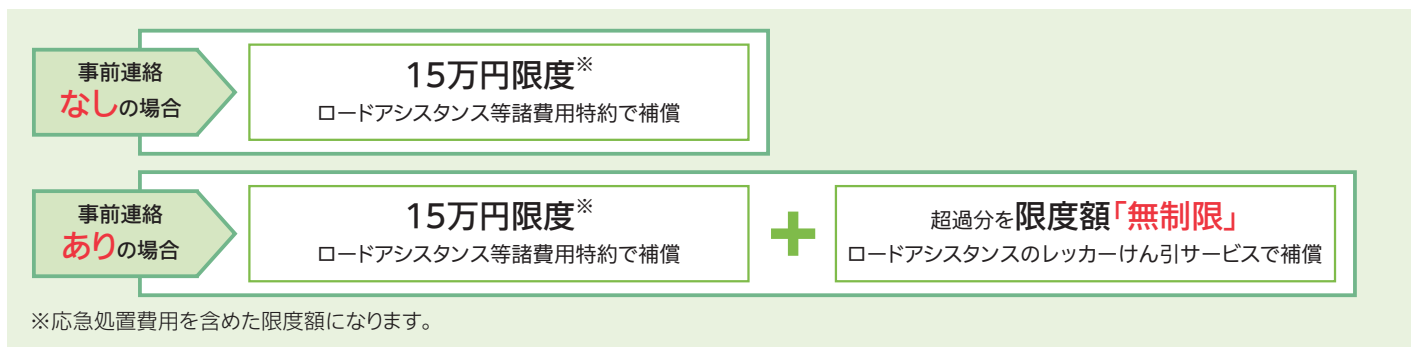
普通 保険 約款	特約名		運搬・応急 処置費用		代車費用		宿泊費用		移動・引取費用	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
THE・SGP	ロードアシスタンス特約	ロードアシスタンス等諸費用特約	対象 (変更なし)	対象 (変更なし)	—	—	—	対象 2万円限度	—	対象
THE・SGP	代車等諸費用特約 (事故時30日型/15日型)	代車費用特約 (事故時30日型/15日型)	—	—	対象 (変更なし)	対象 (変更なし)	対象 1万円限度	対象外*	対象	対象外*
SGP	ロードアシスタンス 事業用特約	ロードアシスタンス 事業用特約	対象 (変更なし)	対象 (変更なし)	—	—	対象 1万円限度	対象外*	対象	対象外*

※自動セットとなる「ロードアシスタンス等諸費用特約」で対象となります。

### 2 レッカーけん引費用「限度額無制限」の適用条件拡大



- ロードアシスタンスサービスをご利用する際に、お客さまが指定した修理工場等へ限度額無制限でレッカーけん引が可能となります(お客さまから専用デスクへ事前にご連絡があり、専用デスクが承認する場合にかぎりです。)



### 3 「故障運搬時車両損害特約」の改定



- 一部のご契約において高額な保険金のお支払いが発生し、本特約の保険料が上昇傾向となっている状況をふまえ、本特約を引き続きより多くのお客さまにご利用いただくため、限度額を「車両保険金額または100万円のいずれか低い金額」から「車両保険金額または30万円のいずれか低い金額」へ改定します。この改定により、一部のご契約を除き保険料は引き下げになります。

改定前	改定後
支払限度額	支払限度額
車両保険金額または100万円のいずれか低い金額	車両保険金額または30万円のいずれか低い金額

- 補償対象となる故障損害が生じた対象部品の修理に付随して、消耗部品や油脂類の交換または補充が必要となる場合にかぎり、その消耗部品や油脂類の交換費用等を補償対象とします。本改定は2025年12月31日以前始期のご契約においても、2026年1月1日以降に発生した保険事故から適用します。また、補償対象外としている「バッテリー」について、分かりやすさの観点から電気自動車の駆動バッテリーを含むことを明確化します。

●各項目の詳細および下表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

改定項目	概要
「ファミリーバイク特約」における「原動機付自転車」の定義の変更	「ファミリーバイク特約」において補償の対象となる「原動機付自転車」の定義として、道路運送車両法に準拠することを規定していましたが、「ご契約の自動車の用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車に該当する場合」へと定義を変更します。
「無過失事故の特則」の適用範囲拡大	被害事故等でご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合に、その事故をノーカウント事故として扱い、保険金をお支払いする「無過失事故の特則」の適用対象特約に「車両積載動産特約」と「休車費用特約」を追加します。
「普通保険約款 車両条項」および「リースカーの車両費用特約」における引取費用の変更	自動セットである「ロードアシスタンス等諸費用特約」により引取費用が補償対象になることから、盗難による引取費用のみが補償対象となるよう改定します。なお、「契約自動車を引き取るために要した費用」としてお支払いしていた費用（燃料代および有料道路料金など）が、本改定により補償対象外となりますのでご注意ください。
人身傷害保険等における後遺障害等級別の精神的損害の金額の引上げ	人身傷害保険等の損害額の算定に用いる、普通保険約款<別表3>「損害額算定基準」に定める後遺障害等級別の精神的損害の金額を引き上げます。また、「父母、配偶者または子のいずれかがいる場合」と「それ以外」とで金額を区分していましたが、本区分を廃止します。
「エコカー割引」の縮小	環境に優しいエコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車）の普及促進を目的として「エコカー割引」を設定していましたが、近年では国内乗用車販売に占めるエコカーの割合が50%を超えており、エコカーとエコカー以外とで事故リスクの実態に大きな差がないことから、お客さま間の公平性を保つために「エコカー割引」の割引率を3%から1.5%に縮小します。
長期分割払契約の1年契約への読み替え	2025年4月に長期分割払契約*の引受条件の改定を実施しました。これに伴い、2025年10月1日以降に満期を迎えるご契約のうち、現在のご契約が長期分割払契約で所定の条件に該当する場合は、保険期間を1年に読み替えておすすめします。なお、安心更新サポート特約により自動更新される場合も更新後のご契約の保険期間は1年となります。 *保険期間を1年超とし、月払または年払で保険料を分割してお支払いいただくご契約をいいます。
<b>2026年7月の自動車保険改定</b> 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」のセット条件の変更	保険期間が3年を超えるご契約について、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」がセットできなくなります。 また、保険期間の初日が2026年6月30日以前の保険期間が3年を超えるご契約についても、変更により本特約をセットすることができなくなります。 (注)現在のご契約に本特約をセットしており、継続契約に本特約をセットされない場合、ドライブレコーダーの返却が必要です。

ご確認ください

損保ジャパンは過去にも自動車保険の改定を実施しております。満期を迎えるご契約の保険期間の初日が2024年12月31日以前の場合、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。下記のURLからアクセスしていただくか、右記の2次元コードを読み取り、損保ジャパン公式ウェブサイトからご確認ください。  
<https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/automobile/announce/>

### お車を運転される方の範囲に変更があった場合は、「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定内容の確認をお願いします。

自動車保険ではお車を運転される方に応じて、運転者を限定したり、運転者の年齢条件を設定することができます。設定内容が適切ではない場合、事故にあった際に保険金が支払われなかったり、保険料の過払いにつながってしまう場合があります。  
<例>・夫婦で使用していた自動車を、免許を取得した同居の息子が主に使用することになった  
・自動車を運転していた同居の娘が一人暮らしをすることになった

「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定方法について詳しくはこちら

## 万が一、事故にあわれたらすぐに損保ジャパンへ連絡を!

### 事故連絡はLINE、ロードアシスタンスはWEBからも受付可能です!

事故にあわれた際

**事故LINE受付**

事故連絡・保険金請求の手続きがカンタン、便利にLINEでおこなえます。

左記2次元コードを読み取りのうえ損保ジャパン公式アカウントを**友だち追加**ご利用ください!

自動車の故障やトラブル対応時

**ロードアシスタンスWEB受付**

スマートフォン上でトラブル内容\*の入力、GPS情報を送信いただくことで、ロードアシスタンスの手配が可能です!

\*レッカーけん引が必要な事故、自動車が動かなくなった故障、燃料切れ・キー閉じこみ等

左記2次元コードを読み取りのうえ**ブックマーク登録**ご利用ください!

★「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。  
★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。  
★ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。

## 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先